

田川内浄水場活性炭入替修繕

仕 様 書

令和 8 年度

五泉市上下水道局

第 1 章 一 総 則 一

第 1 節 一般事項

1. 適用範囲

本仕様書は、五泉市上下水道局（以下「局」という。）発注の田川内浄水場活性炭入替修繕に適用する。

2. 目 的

本業務は、五泉市田川内浄水場の活性炭ろ過装置の吸着性能回復を目的とする活性炭の入替を行うものである。

3. 業務の遂行

本業務に当たっては、本仕様書および五泉市契約事務規則等に基づき、誠意を持って行ない、五泉市上下水道局指定監督員（以下「監督員」という。）と打合せのうえ施工するものとし、職員の指示を遵守するものとする。

なお、万一、仕様書等に疑義が生じた場合には、監督員と緊密な連絡を取り、その指示または承認を受けなければならない。ただし、この仕様書に記載されていない事項であっても当然必要と思われる事項については、請負者の責任において検討を行い、その成果を添付するものとする。

4. 施工場所および工期

本業務の施工場所および工期は、下記のとおりである。

施工場所

新潟県五泉市 小面谷 地内

工 期

契約日より 120 日

5. 準拠規格

本業務に使用する機器材料ならびに施工基準については、下記の諸規格、基準等を適用する。

- 1) 電気事業法
- 2) 建築基準法
- 3) 消防法および条例
- 4) 労働安全衛生法
- 5) 水道法
- 6) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- 7) 日本産業規格 (JIS)
- 8) 日本水道協会規格 (JWWA)
- 9) 公共建築工事標準仕様書等
- 10) その他関連法令、省令、条令及び規格

6. 官公署および関係各所への手続き

本業務に対し、監督官庁および関係各所等への手続きに関する申請書類製作等は、一切請負者が代行し、それに要する費用は全て請負者が負担する。

7. 提出書類

- 1) 工事着手時
 - (1) 着手届 1 部
 - (2) 現場代理人主任技術者届 1 部
 - (3) 工程表 1 部
- 2) 工事中の書類
 - (1) 緊急連絡先通知書 1 部
 - (2) 下請負者承認申請書 1 部
 - (3) 施工計画書 1 部
 - (4) 実施工程表 1 部
 - (5) 作業資格免状等の写し 1 部
 - (6) 工事打合簿 都度 2 部
 - (7) 段階確認書 都度 1 部
 - (8) 使用材料確認立会書 1 部
 - (9) 検便検査結果報告書 1 部
 - (10) その他 その都度決定
- 3) 完成時の書類
 - (1) 履行届 1 部
 - (2) 工事完成図書 1 部
 - イ) 品質管理試験（試験結果成績表）
 - ロ) 出荷証明書
 - ハ) 使用材料が J I S 規格・J W W A 規格に適合する書類
 - ニ) 施工図（紙ベースおよび監督員が指定する電子データ）
 - ホ) 生資源利用実施書（マニフェスト含む）
 - ヘ) その他、監督員が指定するもの
 - (3) 工事記録写真帳
 - 紙ベース写真帳 1 部
 - C D 等電子記憶媒体 1 部本業務の流れが分かるようにすること。以下のものを含む。
 - イ) 使用資材
 - ロ) 産業廃棄物運搬状況
 - ハ) その他、工事に関するもの
 - (4) 安全管理書類等 1 部
 - イ) 工事打合簿
 - ロ) 工事作業日報
 - ハ) 段階確認書
 - ニ) 産業廃棄物処理表
 - ホ) 建設業退職金共済証紙購入状況報告書等
 - ヘ) 作業資格免状等の写し
 - ト) その他、安全に関する書類
 - (5) その他、監督員が指定するもの その都度決定

8. 資料の貸与

請負者に対し、本業務に必要な関係資料を貸与するものとする。請負者が貸与資料を必要とするときには、職員に申し出て指示を受けるものとする。貸与した資料については、丁重に扱い、業務完了後、速やかに職員に返却すること。

また、業務途中、資料の必要を認めるときには職員に申し出て指示を受けるものとする。

9. 用地の使用

無償貸与以外の民有地などを利用する場合は、すべて請負者の負担と責任において行うものとする。

10. 製造業者

本業務に使用する材料及は、同一品種の材料等に対しては1社製品を用いること。

また、本業務期間中において優秀と認められる製品が現れた場合は、職員の承認を得て当該製品を用いること。

11. 試験及び検査

本業務における試験及び検査に要する費用は、請負者の負担とし下記を行わなければならない。

- 1) 製品（工場）検査
- 2) 現場試験

12. 身分証明書の携行

請負者は、現場において作業従事者に対し、名札等の身分が証明できるもの必ず着用させ、作業資格免状等も必ず携行させること。

13. 安全・衛生教育

- 1) 請負者は、本業務の施工にあたって、労働安全衛生に関する諸法令を遵守し、作業従事者に対して常にこれを徹底させるとともに、労働災害防止に万全の対策を講じること。
- 2) 請負者は、本業務の施工にあたって、作業従事者に対し、安全教育および衛生教育を徹底させること。

また、本業務施工箇所は浄水処理施設であることから、水道法21条に規定する検便検査を本業務施工前までに作業従事者に実施（工期完了日から逆算して6ヶ月以内のものであれば可とする。）し、その結果報告書を提出すること。

14. 機能保持

請負者は、業務完了の際、竣工検査までの機器の機能保持に必要な措置を講じなければならない。

15. 負担区分

業務に必要な消耗材料及び工具類は、請負者が負担すること。

16. 保証区分

万一、請負者の責任となる施工等が原因で、機械・器具類の故障及び破損等が生じた場合は、請負者の負担において速やかに修理または代品にて取替を行うこと。

第 2 章 一特記仕様一

1. 業務概要

五泉市田川内浄水場の活性炭吸着塔 2 基の活性炭入替を行うものである。

2. 機器概要

1) 活性炭吸着塔

型 式	密閉圧力式ろ過タンク
製造者名	水道機工(株)
形 状	φ 4 0 0 × 3 , 8 0 0 H (直銅部) (うち、H1, 800 に活性炭敷詰)
ろ過面積	0 . 1 2 5 m ²
ろ過速度	3 1 8 m / 日
吸着塔数	2 系列 × 1 基 / 系列 計 2 基
活性炭の種類	粒状活性炭 (1.00 mm)
活性炭数量	0.25m ³ / 基 × 2 基 計 0.5m ³

3. 業務範囲

- 1) 第 2 項 1) 記載の活性炭吸着塔の粒状活性炭及び支持砂利取替え
- 2) 取替品の撤去処分
- 3) 活性炭入替後の試運転調整
- 4) その他、本業務に伴う諸工事

4. 特記事項

1) 停電作業について

長時間の断水作業が不可能な施設であるため、どちらか一方の活性炭吸着塔は、通水可能(活性炭吸着可能)な状態とし、処理水量 4 0 m³/日の運転を確保すること。

ただし、やむを得ず断水作業が必要な場合は、事前に監督員に申し出を行い協議すること。

2) 作業時断水可能時間

田川内浄水場の断水可能時間は、以下の通りである。

昼：10 時～16 時の間に最大 4 時間

詳細については、事前に監督員と十分協議し、浄水場の業務に支障にならないようにすること。

3) 電源

- ・ 1 0 0 V 電源は、2 0 A まで供給可能。
- ・ 2 0 0 V 電源は、3 0 A まで供給可能。